**人権を考える**

－住み続ける権利、人権としての社会保障、健康権を中心に－

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　2018.01.25　井上英夫

**はじめに**

1　ハンセン病問題は終わっていない－「特別法廷」問題に関わって

2　切り捨てられるいのち・生命権

①　相模原殺傷事件－優生思想、恩恵主義・劣等処遇

②　日本の貧困の拡大・深化と政策・制度、哲学の貧困

（参照：井上「ハンセン病問題と人権－『特別法廷』問題を中心に」月刊保団連、16年8月号）

**二　私の人権論－創造的人権論　人権保持のための「不断の努力義務」（憲法12条）**

1　「頑張らなくても良い」社会の構築－日本とイタリア

2　事実に学ぶ－現場主義・現地主義の徹底

　・二つの実態＝生活の実態（貧困）、制度・政策の実態（機能）＝から構築

3　基本的人権（人権）の本質－憲法97条に学ぶ

　①　歴史観－過去、現在、未来

　②　国際的視点－人類的視点

　③　闘争史観⇒権利はたたかう者の手にある⇒参加（立法、司法、行政、社会）

4　住み続ける権利と人権としての社会保障－21世紀の課題として

（参照：井上『住み続ける権利　貧困、震災をこえて』新日本出版社、12年、井上「[住み続ける権利 : 21世紀人類の課題として 」(特集 福島の原発事故に対する法的対応と課題)](http://ci.nii.ac.jp/naid/40019981537)日本学術会議、学術の動向14年2月号

**三　人権の現状と展望－グランド・ゼロに立って**

1　戦後世界の出発点

　①アウシュビッツ（オシフィエンチウム）　広島・長崎⇒チェルノブイリ

　（参照：ETV特集『それはホロコーストのリハーサルだった～障害者虐殺70年目の真実』15年）

②日本の二つの原罪731部隊・日本軍慰安婦とハンセン病「強制絶対終生隔離収容絶滅政策」

2　ハンセン病政策（満洲、韓国ソロクト、台湾、マレ－シア、キュ－バ、マダガスカル、ノルウェイ）

3　被災地に立って　・阪神淡路大震災（1995年1月17日発生）・能登半島地震調査（2007年3月25日発生）・四川地震調査（2008年5月12日発生-2009年1月訪問）・インドネシア：バンダ・アチェ調査（ 2004年12月26日発生　2010年4月訪問） ・東日本大震災・原発事故（2011年3月11日発生）・イタリア中部地震（2016年8月、10月　2016年11月訪問　）

4　日本の人権状況－貧困・不平等・差別の拡大・深化

①貧困＝不平等の拡大・深化　餓死、孤独死・孤立死、介護・病苦殺人・心中、DV、貧困ビジネス焼死・殺人、公的施設殺人：渋川市たまゆら焼死事件（2009年3月19日）、札幌姉妹餓死事件（2012年1月）、銚子市母子心中事件（2014年9月24日）、相模原殺傷事件（2016年7月26日）

（参照：井上他編『なぜ母親は娘に手をかけたのか』旬報社、16年、井上他編『生きたかった―相模原障害者殺傷事件がこの国に問うもの』大月書店、16年）

②政策・制度の貧困

・労働政策　非正規労働の拡大・低賃金・長時間労働＝ワ－キング・プア

・社会保障・社会福祉の民営化・市場化・営利化政策・社会保障から自助・共助・公助へ（

参照：井上「貧困と住み続ける権利、人権としての社会保障・生活保護」貧困研究、16号、16年）

5　人権保障の展望

①北欧で－スウェ－デン、デンマ－ク、ノルウェイ

②アメリカ、国連で－国連人権条約と高齢者権利条約

**四　基本的人権の本質と歴史－人類の自由獲得の努力の成果**

1　憲法９７条：この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試錬に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

　　The fundamental human rights by this Constitution guaranteed to the people of Japan are fruits of the age-old struggle of man to be free; they have survived the many exacting tests for durability and are conferred upon this and future generations in trust, to be held for all time inviolate.

2　人権の歴史

①アメリカ独立宣言（1776年）、フランス人権宣言(1789年)

②自由民権運動　五日市憲法草案1881（明治14年）、秩父事件1884（明治17）年⇒大日本帝国憲法1889（明治22）年

③ロシア革命・ソ連邦の誕生1917（大正6）年→大正デモクラシ－・米騒動1919（大正8）年・ドイツワイマ－ル憲法1919（大正8年）

④第二次世界大戦→人間の尊厳と人権の時代

＊世界人権宣言1948（昭和23年）⇒国際人権規約1966（昭和41）年→国際人権条約

＊日本国憲法1946（昭和21）年11月3日公布、1947年5月3日施行

**五　人権保障の意味**

1　基本的人権（人権）とは　「生きる基本の保障」

①Basic　Human　Needs　とBasic　Human　Rights

②倫理・道徳と人権　　　生命倫理と人権

2　人権の理念、原理、原則

①人間の尊厳

②自己決定・選択の自由、平等の原理

（参照：井上「人の尊厳と人権」日本認知症学会監修、岡田進一編著『認知症ケアにおける倫理』ワ－ルドプランニング、2008年）

③高齢者の尊厳・人権の保障と国連高齢者原則

（参照：井上『高齢化への人類の挑戦』萌文社、03年、「平和的生存権と高齢者権利条約」ゆたかなくらし、11年6・7月合併号）

3　権利主体と保障主体　　　国と地方自治体、個人、企業・団体

4　支援か保障か　自助・共助・公助論と社会保障

5　人権のカタログ－自由権→社会権→21世紀の人権＝総合的・複合的人権

　①平和的生存権（前文、9条）

（参照：井上「平和的生存権と人権としての社会保障」自治と分権、大月書店、11年冬号）

　②住み続ける権利（22条、13条、25条、26条、27条）

（参照：井上『住み続ける権利－貧困・震災をこえて』新日本出版、12年）

③人権としての社会保障・生活保護

④国際条約と人権　・普遍的人権と固有の人権

⑤国際人権規約

・[経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約](https://ja.wikipedia.org/wiki/%E7%B5%8C%E6%B8%88%E7%9A%84%E3%80%81%E7%A4%BE%E4%BC%9A%E7%9A%84%E5%8F%8A%E3%81%B3%E6%96%87%E5%8C%96%E7%9A%84%E6%A8%A9%E5%88%A9%E3%81%AB%E9%96%A2%E3%81%99%E3%82%8B%E5%9B%BD%E9%9A%9B%E8%A6%8F%E7%B4%84)(A規約・経社文規約)

・市民的及び政治的権利に関する国際規約（B規約・市民政治規約）

6　保障水準－最低生活→十分な生活＝他の人と同等な生活→最高水準保障

7　法治国家の意味－三権の使命

8　権利と義務の切断：国民の「不断の努力」（12条）義務

9　憲法制定者：人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果（97条）

10　違憲立法審査権（98条）と裁判を受ける権利（32条）

11　自立か独立か

**六　人権としての社会保障・社会福祉発展の歴史と意義**

１　社会保障（Social　Security）発展の歴史－恩恵→権利(契約・法律）→人権

（1）社会保障前史

　　第二次大戦前　＊貧困者対策　＊官吏　＊労働力保全　＊健兵健民　＊戦費調達　＊富国強兵

　　＊1914年：第一次世界大戦　＊1917年：ロシア革命　＊1918年：米騒動　＊1922年：健康保険法　＊1923年：恩給制度　＊1929年：救護法　＊1938年：国民健康保険法　＊1941年：第二次世界大戦

＊労働者年金保険法⇒1944年：厚生年金保険法

（2）社会保障の形成

①戦間期－1919年ワイマ-ル憲法　1929年世界恐慌、1935年ニューディールと社会保障法

②人々の切望・願望として　　1941大西洋憲章・1942年ベヴァリッジ報告⇒福祉国家

③世界人権宣言（２２条、２５条）：国際人権規約「経社文規約」９条

④1945年敗戦　1946年：日本国憲法公布⇒前文：平和的生存権「恐怖と欠乏からの自由」9条、25条　生存権（憲法２５条）、平等（憲法１４条）、人間の尊厳（憲法１３条）

⇒1946.旧生活保護法　1950年新生活保護法　1960年前後国民皆保険・皆年金、社会福祉制度　1973年児童手当法＝福祉元年

2　人権としての社会保障の理念・原理・原則

　人間の尊厳の理念→自己決定・選択の自由、平等の原理→15原則

これら諸原則は、立法、行政の法解釈・適用に貫かれなければならず、司法府の違憲判断の基準ともなるべきものである。

＜権利性の原則＞①．社会保障の権利性②．社会保障の権利の無差別・平等性③社会保障の権利行使の確実性・簡易性と請求権および争訟権の保障④．情報の保障

＜保障水準に関する原則＞⑤．被保障者の包括性と普遍主義的給付の原則⑥．保障事故・危険の包括性⑦．保障水準・内容の必要・十分の原則⑧．人間の尊厳と自己決定の尊重＜公的責任と制度運営に関する原則＞⑨．国と地方自治体の責任⑩．社会保障施策の財政上の考慮への優越⑪．社会保障費用の原則⑫．非営利原則⑬．民主的管理・運営の原則⑭．参加の原則＜企業の責任＞⑮．企業の社会的責任

（参照：井上他『新たな福祉国家を展望する』旬報社、11年）

3　人権としての生活保護の歴史－恩恵、法律上の権利から憲法上の権利・人権へ

－自己責任、恩恵主義、劣等処遇、スティグマと「恥」意識からの脱却

①恤救規則、救護法、新生活保護法の歴史

②制限扶助主義⇒一般扶助主義、恩恵から権利へ、自助・共助から国家責任へ

　③社会保障の基底的権利として⇒補足性の原理

④生活保護法の目的、原理、原則の確認　憲法25条と生活保護法

　⑤朝日訴訟と生活保護の権利　法律上の権利⇒人権へ

　⑥生活保護法から独立生活保障法へ　　自立⇒独立　人間の尊厳の理念と自己決定の原理

（参照：井上「福祉国家・住み続ける権利・人権としての社会保障」『改憲を問う－民主主義法学からの視座』法律時報増刊、日本評論社、14年12月）

**七　健康権と医療保障－生命権、生存権、生活権、健康権の時代へ**

・健康権：「できる限り最高水準の健康を享受する権利」

（参照：井上『患者の言い分と健康権』新日本出版社、09年）

①世界保健機関（ＷＨＯ）憲章 前文（１９４８年）

②国際人権規約（１９６６年）「経済的社会的文化的権利に関する規約」

第十二条　１　この規約の締約国は、すべての者が到達可能な最高水準の身体及び精神の健康を享受する権利を有することを認める。

２　この規約の締約国が１の権利の完全な実現を達成するためにとる措置には、次のことに必要な措置を含む。  
　（ａ）死産率及び幼児の死亡率を低下させるための並びに児童の健全な発育のための対策  
　（ｂ）環境衛生及び産業衛生のあらゆる状態の改善  
　（ｃ）伝染病、風土病、職業病その他の疾病の予防、治療及び抑圧  
　（ｄ）病気の場合にすべての者に医療及び看護を確保するような条件の創出

③　憲法第２５条

一項　すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

二項 　国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

**八　国際的人権保障の動向と展望－人権をより豊かに**

1　普遍的人権（Universal　Human　Rights）と固有の人権（Specific　Human　Rights）

2　障害者（Disabled　Person）から障害のある人の権利条約（International　Convension　of　Person　with　Disabilities）へ、さらに固有のニ－ズ（Specific　Needs）をもつ人へ

3　保護から自立へ、さらに独立生活（Independent　Living）の保障へ

4　21世紀の課題－高齢者人権条約の採択と批准

**九　人権論の課題－憲法25条を豊かに**

（参照：井上「人権としての社会保障確立の課題－生存権裁判を中心に」矢嶋里絵他編『人権としての社会保障－人間の尊厳と住み続ける権利』法律文化社、13年）

1　自由権・社会権の二分論を超えて－経済的社会的文化的規約2条「権利の完全な実現を漸進的progressivelyに達成」

2　憲法施行70周年－人権保障は時代遅れ

3　国際的視点－国際条約の批准・遵守と国内法の整備

4　憲法２５条をより豊かに－生命権、生存権、生活権、文化権、健康権の重畳的保障

①物、人、金の保障、自由と独立、自己決定の保障

　②何故生存権なのか

　③「社会権」の基底的権利として

④最低限度の生活　⇒十分なadequate生活：人並みな生活reasonable⇒最高水準（highest）

**十　北欧に学ぶ人権、社会保障・社会福祉＝ノーマライゼーション・インクルージョン**

1　施設⇒もう一つの家・アパ－ト

2　家族支援⇒本人の人権、家族の人権－それぞれの人生を生きる

3　自己決定と住み続ける権利

4　重度の人はいない⇒自傷他害

5　労働・雇用⇒アクティビティの保障

6　民営化・委託の意味－人権のにない手を育てる

7　専門職と共働―民主主義

8　障害者⇒障害のある人⇒固有のニーズのある人　等級をつけるな、人間である

9　小さいことは良いことだ

**おわりに－積極的平和と消極的平和**

参考文献

＊日本社会保障法学会編『講座　社会保障法』全６巻（総括編集委員）法律文化社、01年

＊『小川政亮著作集』全８巻（編集代表）、大月書店、07年

＊脇田　滋、井上英夫、木下秀雄編著『若者の雇用・社会保障』日本評論社、08年

＊井上他編著『障害をもつ人々の社会参加と参政権』法律文化社、11年

＊「ハンセン病問題は終わっていないー菊池事件再審請求が意味するもの」ゆたかなくらし、2017年8月号

＊藤井克徳・池上洋通・石川　満・井上英夫『生きたかった－相模原障害者殺傷事件が問いかけるもの』大月書店、2016年

＊井上英夫、藤原精吾、鈴木　勉、井上義治、井口克郎『社会保障レボリューション－いのちの砦・社会保障裁判』高菅出版、2017年

**資料１　主要国際条約と国際年**

2006年　障害のある人の権利条約×

2004年 奴隷制との闘争とその廃止を記念する国際年

2003年～2012年　第２回アジア太平洋障害者の１０年

2002年　拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰に関する条約の選択議定書×

2001年 人種主義、人種差別、排外主義、不寛容に反対する動員の国際年

2001年 ボランティア国際年

2000年　 武力紛争における児童の関与に関する児童の権利に関する条約の選択議定書○

2000年　 児童売買、児童買春及び児童ポルノに関する児童の権利に関する条約の選択議定書○

1999年 国際高齢者年

1999年 　女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約の選択議定書×

1996年 貧困撲滅のための国際年

1995年 国連寛容年

1994年 国際家族年

1993年 世界の先住民の国際年

1993年～2002年　　アジア太平洋障害者の１０年

1993年 障害のある人の機会均等化に関する基準規則

1990年 国際識字年

1990年 　すべての移住労働者及びその家族の権利の保護に関する条約×

1989年　 児童の権利に関する条約○

1989年　 市民的及び政治的権利に関する国際規約の第２選択議定書（死刑廃止）×

1987年 家のない人々のための国際居住年

1986年 国際平和年

1985年 国際青少年年

1984年 　拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰に関する条約○

1983~1992年　　国連障害者の10年

1983年 世界コミュニケーション年

1982年 南アフリカ制裁国際年

1982年　「障害者に関する世界行動計画」

1981年 国際障害者年

1979年 国際児童年

1979年　　女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約○

1978/79年 国際反アパルトヘイト年

1975年 国際婦人年

1975年　 障害者の権利に関する宣言

1971年　 精神遅滞者の権利に関する宣言

1971年 人種差別と闘う国際年

1970年 国際教育年

1968年 国際人権年

1966年　 経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約○

1966年　市民的及び政治的権利に関する国際規約○

　　　 市民的及び政治的権利に関する国際規約の選択議定書×

1965年　あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約○

1959/60年 世界難民年

1948年　　世界人権宣言

1945年　　国連憲章

＊国連広報センターホームページ（<http://www.unic.or.jp/schedule/futur3.htm>）等から作成 ○日本批准、×未批准